

秋田県立秋田工業高等学校

同窓会会則

昭和36年6月改定  
昭和44年6月改定  
昭和48年6月改定  
昭和59年5月改定  
昭和62年5月改定  
平成15年6月改定  
平成16年5月改定  
平成21年5月改正  
平成23年5月改正  
平成29年5月改定

【総則】

第1条(名称)

本会を秋田県立秋田工業高等学校同窓会と称する。

第2条(目的)

本会は会員相互の親睦を図り鉱工業諸般の問題を考究し、併せて母校を後援することを目的とする。

第3条(事業)

本会は前条の目的を達成するため、機関誌の発行など必要な事業を行う。

第4条(所在地及び事務局)

本会の所在地及び事務局を秋田県秋田市金砂町3-1に置く。

第5条(会員)

本会会員は次の正会員と賛助会員で構成する。

- 一. 正会員 本校卒業生並びに修了生。
- 二. 賛助会員 本校の職員及び本会の趣旨に賛同し会長の推薦した者。

【役員】

第6条(構成)

本会は次の役員を置く。

- |                |               |             |
|----------------|---------------|-------------|
| 一. 名誉会長 1名     | 二. 顧問・相談役 若干名 | 三. 会長 1名    |
| 四. 副会長 若干名     | 五. 幹事長 1名     | 六. 副幹事長 若干名 |
| 七. 常任幹事、幹事 若干名 | 八. 監事 2名      |             |

第7条(名誉会長)

秋田県立秋田工業高等学校長を名誉会長としてお迎えする。

第8条(顧問・相談役)

顧問・相談役は会長が会員の中から選出し、委嘱することができる。

第9条(任期)

役員は任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第10条(選出)

役員は会員の中から選出し、総会の承認を得るものとする。

第11条(任務)

- ①会長は会務を統轄し、本会を代表する。
- ②副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- ③幹事長は本会の会務実行を統轄する。
- ④副幹事長は幹事長を補佐し、必要あるときはその代行をする。
- ⑤常任幹事、幹事は本会の会務を分掌する。
- ⑥監事は会計事務等を監査する。

第12条(事務局)

- ①本会の庶務、会計は同窓会係職員で構成する事務局があたる。
- ②会長は事務員を委嘱する。

【会議】

第13条(総会)

- ①本会の通常総会は毎年5月に行う。必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- ②総会は次の事項を議決する。
  - 一. 事業報告及び決算の承認
  - 二. 事業計画及び予算の承認
  - 三. 役員を選出
  - 四. 会則の改正
  - 五. その他必要と認められた事項

第14条(幹事会)

- 幹事会は必要に応じて会長が召集し、次の事項を協議する。
- 一. 総会に提出する案件
  - 二. その他会務に必要な事項